

## 美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についての ガイドライン試行版（案）

### ● ガイドライン試行版の目的

2022年3月にとりまとめられた文化経済部会基盤・制度WGの報告書では、公平で透明なアート市場を支えるインフラを整えることによる「アート市場の活性化」、アートの価格の客観性の確保による新たな顧客層の獲得、信頼性の高い時価評価手法の確立を通じたアート作品のナショナルアセットとしての価値の可視化を目的として、公的な鑑定評価制度（※）の整備に向け検討を進めることが提言された。本ガイドライン試行版（案）は、これらのうちまず価格評価の客観性・信頼性担保を目的として、評価者がとるべき手法、手順等について整理を行うものである。

本ガイドライン試行版（案）については、価格評価の客観性や信頼性の担保、恣意性の排除を目的とし、検証可能性を高めるために作成しているものである。また、足元ではABL（動産担保）融資や保険契約時の評価額算定等の活用を促進するためのインフラとして、セカンダリーを含むマーケットの活性化を目指すものであるが、同時に税務実務等においても有用なものとなるよう留意する必要がある。

（※）本制度によって、国が個々の美術品について真贋鑑定を行う、もしくはそうした仕組みを整備することは想定していない。また、文化財保護法などの枠組みで既に行われている「歴史上、芸術上、学術上価値」を評価するための制度ではなく、あくまで価格評価に関する制度として検討するものである。

### ● 近現代美術の鑑定評価における価格評価の手法と手順等

#### 1. 価格評価の基本的事項

美術品の価格評価にあたり、評価実務の基本的な手順は①評価対象となる美術品の確認、②評価関係資料の収集・分析、③評価者の決定（①でも可）、④評価価格の算定、⑤評価書の作成となる。

④価格決定、⑤評価書の作成の後に評価依頼者から異議申し立てがあった場合等においては、異議の根拠となる資料を含む周辺資料の再収集や検討、価格形成要因の分析を反復して行う等して適正な評価価格決定に努めること。

#### 2. 価格評価の手法

##### （1）取引事例比較法

取引事例比較法とは、多数の取引事例を収集の上、そのうち評価対象品と比較するのに適当と認める事例を選択し、当該事例に係る取引価格について、事情補正及び時点修正を行い、価格を求める方法である。

##### （2）精通者意見価格

精通者意見価格とは、精通者（専門家）の知見を用いて価格を求める方法である。本ガイドライン試行版（案）においては、「ガイドライン試行版の目的」に鑑み、価格決定要因の明示や複数の精通者の関与による意思決定等、要件を新たに求めることとする。具体的な要件については次節にて記載。

##### （3）その他

現行の評価実務では（１）（２）以外の手法をとっている例は極めて少ないものの、今後、動産担保融資やその他、市場拡大に伴う美術品の資産としての在り方の変化により、新たな算定手法が一般化する可能性がある。その際にはそれら新手法の利用を排除することなく、本手引きへの記載を検討することとする。

### 3. 価格評価の手順

#### （１） 美術品の確認

美術品を実際に確認して、その存否及び内容を物的に照合する。確認にあたっては、実態と確認資料（本節（３）イ参照）との異同、特に保存状態や修復履歴、作品来歴等について詳細に確認し、事績を明らかにしておくことに留意すること。

#### （２） 評価関係資料の収集・分析

評価関係資料は、当該美術品の評価額を客観的かつ合理的なものとするための重要な基礎となるものであり、その収集及び整理は、後の評価作業への活用には支障がないよう、計画的かつ合理的に行う。

また、収集、整理した評価関係資料の活用にあたっては、その資料が偏向的なものではなく、信頼できるものであるかどうかについて十分に検討及び分析する必要がある。

##### ① 確認資料

確認資料は、美術品の物的確認に必要な資料であり、下記の情報について確認できるものを指す。

- ・作家名と生没年
- ・作品名と制作 （印刷） 年  
（ブロンズ作品等の場合は鋳造年、版画作品の場合は印刷年、エディション等）
- ・モチーフ（題材）
- ・メディウム（媒材）とサイズ
- ・来歴、入手方法
- ・文献所在歴
- ・展覧会歴、受賞歴
- ・保存状態、修復履歴
- ・サイン・印章
- ・指定鑑定機関証明書、鑑題シール
- ・共箱、共シール、共板 等

##### ② 事例資料

事例資料は、評価方法の適用に必要とされる現実の取引価格に関する資料であり、具体的には取引事例比較法の適用に必要な取引事例等を指す。

##### ③ 要因資料

要因資料は、価格形成要因の根拠となる資料で、取引事例比較法における価格調整要因の根拠資料や、精通者意見価格の価格評価根拠等を指す。

### (3) 評価者の決定、評価価格の算定等

#### ①評価者の決定

評価者は、評価対象となる美術品の保有者及び評価依頼者、作家と一定の利害関係にないことが求められる。評価過程において客観性を損なうような他の者からの不当な圧力に屈せず、その独立性に疑義を持たれるような態度をとることのないようにしなければならない。

精通者意見価格をとる場合には、2年以上の評価実績を持つ評価者（精通者）が2人以上で評価にあたることとする。

#### ②評価方法の適用

##### イ 取引事例比較法

事例資料が収集可能な美術品については、基本的に取引事例比較法を適用する。

その際、可能な限り複数の事例を収集して当該美術品との類似性を検討し、評価根拠として採用すべき事例を少なくとも3点以上収集。その選定理由を評価書に明記する。評価対象作品と最も類似している作品の取引価格を基準値とし、基準値より高く（もしくは低く）評価する理由を、その他の事例資料や要因資料を用いた事情補正によって説明する。コンディション良好、来歴に問題がないことを前提として、最終的な評価額は、基準値の上下20%以内に収まることが望ましい。

事例資料については、一般に公開されていることが望ましいが、現時点で非公開の資料の場合はその写しを評価書に添付すること。

事情補正が必要となる場合には要因資料を根拠として示すこと。

##### ロ 精通者意見価格

取引事例比較法をとることができない美術品については、精通者意見価格を適用する。

評価にあたっては、2年以上の評価実績を持つ評価者（精通者）が2人以上で評価にあたることとする。

価格評価にあたっては、まず評価作品の作家の展覧会歴等により評価額を示すとともに、原則要因資料をも示してその評価根拠を述べることとし、示すべき資料がない場合には、その理由を併せて明記すること。

### (4) 評価書の作成

評価書は、公平かつ透明な評価がなされたこと（本ガイドラインに記載の基本的事項や手順に則って評価がなされたこと）を客観的に検証可能な形で明記する必要がある。

取引事例比較法を採用する作品については、以下の情報を明示すること。

- ・ 査定価格の妥当性を示す類似作品（比較対象作品）の情報（作品選択理由、作品名、制作年、モチーフ（題材）、メディアウム・サイズ、来歴、入手方法、展覧会歴、価格、参照資料等）
- ・ 評価者の名前、所属、経歴（鑑定実績）、評価基準日

精通者意見価格を採用する作品については、以下の情報を明示すること。

- ・ 評価根拠（参照資料等）
- ・ 評価者（精通者）の名前、所属、経歴、専門分野

### 4. 再評価が必要となる場合

評価依頼者は、評価にあたり見落とされていた、もしくは新たに発見された資料（事例資料もしくは要因資料）をもって合理的な説明ができる場合に限り、異議申し立てを行うことができる。その場合、評価者は、評価依頼者から評価にあたって収集・活用していない資料（事例資料もしくは要因資料）をもって異議申し立てを受けた場合に限り、再評価を行う必要がある。その際は、異議の根拠となる資料を含む周辺資料の再収集や検討、価格形成要因の分析を反復して行う等して適正な評価価格決定に努めること。

#### 5. 美術品の種類毎の方法論・留意点

美術品に関しては様々な分類が存在しており、その評価実態も様々である。本手引きにおいては、価格評価における真贋鑑定の必要性が相対的に少ないとされる、近現代美術（戦後以降の作品）について評価手法・手順を整理するものである。その他の分類において、上記手法・手順を適用することが評価の信頼性に繋がるとは限らない点について留意すること。